

岩手県告示第531号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成26年岩手県告示第760号）で公示した公共測量を終了した旨八幡平市長から次のとおり通知があった。

平成27年6月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 八幡平市内の一部
- 2 実施した期間 平成26年10月24日から平成27年3月20日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（道路三次元データ計測）